

広島県美術品等取得基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十二号

広島県美術品等取得基金条例を廃止する条例

広島県美術品等取得基金条例（昭和五十六年広島県条例第五号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十二年六月一日から施行する。